

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 沖縄型特定免税店制度における関税の軽減措置の延長 |
| 2 | 対象税目 | (関税:外)(関税3) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 |
| 3 | 租税特別措置等の内容 | 《内容》 ・関税 現在の制度は、沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため内閣総理大臣が指定する一定の場所で購入する物品で当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについて、関税暫定措置法で定めるところにより、当該物品についての関税を免除する制度である。 当該制度は、沖縄観光の魅力向上と観光収入の増加を図る上で非常に重要な政策であることから、制度適用期間の延長を要望する。 |
| | | 《関係条項》 ・関税暫定措置法第14条第1項 ・沖縄振興特別措置法第26条 |
| 4 | 担当部局 | 内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)付 |
| 5 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年~平成33年 |
| 6 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成10年 沖縄型特定免税店制度創設 平成13年 制度一部改正により、関税払い戻し方式から関税免除方式に変更 平成14年 制度一部改正により、観光振興地域内での空港外への展開が可能となった 5年延長 平成19年 5年延長 平成24年 制度一部改正により、免税対象者に海路で出域する旅客が追加、特定販売施設の面積要件が緩和(特定小売施設及び特定飲食施設の床面積:10,000㎡以上→2,000㎡以上、免税店舗の床面積5,000㎡以上→1,000㎡以上) 5年延長 |
| 7 | 適用又は延長期間 | 5年間(平成29年度~33年度) |
| 8 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全国に比べ県外受け取りに占める観光収入の比率が高い沖縄の状況を踏まえ、世界水準の観光リゾート地を形成し、観光収入1兆円、観光客数1,000万人を目指すための重要な観光施策の1つとして、ショッピング観光の魅力を向上させ、観光競合地との優位性を確保することにより、国内及び外国人観光客の誘致拡大と観光収入の増加を図ることを目的とする。 |

《政策目的の根拠》

観光客数の約 8 割を占める国内観光客は、一人当たり観光消費の拡大による観光収入増加の効果が大きいことから、政策対象として非常に重要と位置付けるが、近年、外国人客の急増等の状況変化に伴い、客数の増加が小幅になるとともに、観光消費額についても土産買物費が減少傾向にあるなど、の課題がある。

これら国内観光客の誘致及び消費拡大に関する課題に対応する施策の 1 つとして、本特例措置は継続的に一定の効果を発揮しており、今後も沖縄観光の発展を下支えする重要な施策として機能させることが不可欠である。

■沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)(抄)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(施策における配慮)

第二条 国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、沖縄の地理的及び自然的特性を考慮し、並びに産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善、沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用、環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造に努めなければならない。

第四款 観光振興のための免税等

(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)

第二十六条 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため旅客ターミナル施設等(空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設のうち、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分をいう。以下この条において同じ。)において購入する物品又は提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内にある特定販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。)において購入し旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であって、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)で定めるところにより、その関税を免除する。

■沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)(抄)

(特定販売施設の要件)

第八条 法第二十六条の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設(以下この条において「特定小売施設」という。)、飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設(以下この条において「特定飲食施設」という。)及び附帯施設が一体的に設置される施設であること。

| | | |
|--|---------------------|--|
| | | <p>二 一の事業者が特定小売施設及び特定飲食施設の設置をすること。</p> <p>三 特定小売施設及び特定飲食施設の床面積の合計が、おおむね二千平方メートル以上であること。</p> <p>四 専ら法第二十六条に規定する物品を販売するために設置される店舗（次項において単に「店舗」という。）の用に供される床面積の合計がおおむね千平方メートル以上であること。</p> <p>2 法第二十六条に規定する特定販売施設に設置される店舗は、同条に規定する旅客ターミナル施設等との連携を図ることにより同条に規定する物品の当該旅客ターミナル施設等における円滑な引渡しが確保できるものでなければならない。</p> <p>■関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)(抄) (沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)</p> <p>第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、平成二十九年三月三十一日までの間、その関税を免除する。</p> <p>2 前項の規定により関税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出域の際に携帯して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。</p> <p>3 税関長は、第一項の承認を受けた小売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。</p> <p>4 第一項の規定による関税の免除の手續その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p> |
| | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>国内観光客観光収入（以下「観光収入」という。）の増大 H27年度：4,642億円→H33年度：5,186億円</p> <p>※国内観光客（沖縄県在住者を除く）は、本土-沖縄間（本土から沖縄本島以外の離島への直行便も含む）に就航する航空会社と海運会社の航路別月間旅客輸送実績に、混在率調査により算出された混在率を乗じて推計。</p> <p>※観光収入は、国内観光客数×総消費単価で推計。なお、平成33年度の総消費単価が現時点では試算できないため、平成27年度の数値（74,083円）で試算。</p> <p>沖縄型特定免税店（以下「特定免税店」という。）での購入額（以下「特定免税店での購入額」という。）の増大 H27年度：117億円→H33年度：150億円</p> |

| | | | <p>※特定免税店での購入額は、特定免税店訪問者数×特定免税店での1人当たり土産・買物費で推計。</p> <p>※特定免税店での土産・買物費は、国内観光客1人当たり土産・買物費に特定免税店での買い物が占める割合である85%を乗じたもの。なお、平成33年度の国内観光客1人当たり土産・買物費が現時点では試算できないため、平成27年度の数値(14,478円)で試算。詳細は別紙参照。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成27年度の特定免税店訪問者数(国内観光客数6,266,000人×特定免税店訪問率(15.2%)は952,432人であり、特定免税店での購入額は117億円である。国内観光客数の15.2%が訪問しており、購入額も観光収入の2.5%を占めていることから、国内観光客が関税免除により購入できることが、沖縄観光でのショッピングの魅力として一定の役割を果たしているものと考えている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---------|--------------|--|-------|-----|-----|---------|-----|-------|-------|-------|-------|---------|---|---|---|---|---|---------|------------|-------|---|---|---|---|---|-------|
| 9 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>現在の制度利用状況は以下のとおり。</p> <p>①免税店舗：那覇空港内、那覇市おもろまち(市中店、特定販売施設)</p> <p>②免税引渡場所：那覇空港内(国内線、LCCターミナル)、那覇港クルーズターミナル内</p> <p>※事業者は沖縄DFS株式会社のみ</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② 減収額 | <p>3.3億円(平成24年度から平成27年度の過去4年間の平均値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関税免除額</td> <td>3.2億円</td> <td>3.7億円</td> <td>3.4億円</td> <td>2.9億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※企業からのヒアリングによる。</p> <p>今後も同様の推移が見込まれる。</p> | | H24 | H25 | H26 | H27 | 関税免除額 | 3.2億円 | 3.7億円 | 3.4億円 | 2.9億円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | H24 | H25 | H26 | H27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関税免除額 | 3.2億円 | 3.7億円 | 3.4億円 | 2.9億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 効果・税収減是認効果 | <p>《効果》</p> <p>1. 政策目的の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光収入</td> <td>4,642億円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5,186億円</td> </tr> <tr> <td>特定免税店での購入額</td> <td>117億円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>150億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H33は目標値を記載</p> <p>特定免税店訪問数及び購入額に一定の数値が見込まれることから、特定免税店が観光収入の増大に寄与しているものと考えている。</p> <p>2. 関税による直接的な効果</p> <p>国内観光客数及び特定免税店での購入額の増加が期待できる。</p> <p>本制度は上記8③のとおり、沖縄におけるショッピングの魅力の一つとして定着し、誘客効果があるため、制度が延長されなかった場合はその魅力を失い、増加傾向にある観光客数や観光収入の平成33年度目標値達成に負の影響</p> | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | 観光収入 | 4,642億円 | — | — | — | — | — | 5,186億円 | 特定免税店での購入額 | 117億円 | — | — | — | — | — | 150億円 |
| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 観光収入 | 4,642億円 | — | — | — | — | — | 5,186億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定免税店での購入額 | 117億円 | — | — | — | — | — | 150億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | <p>が生じる可能性もある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>平成 27 年度の関税免除額は 2.9 億円であるが、特定免税店訪問者数は 952,432 人であり、購入額は 117 億円もあることから、税込減を是認する効果がある。</p> |
| 10 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 税制の活用は沖縄振興特別措置法(第二十六条 輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)に明示されているものである。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 該当なし |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 地方税なし |
| 11 | 有識者の見解 | | — |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

(国内観光客)観光収入と土産・買物費による観光収入の推移について

| | 国内観光客数 (A) (単位:人) | 総消費単価 (B) (単位:円) | 国内観光客1人当たり土産・買物費 (C) (単位:円) | 国内観光客観光収入 (A)×(B) (単位:百万円) | 土産・買物費による観光収入 (A)×(C) (単位:百万円) |
|--------|-------------------------|------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| 平成24年度 | 5,542,200 | 68,008 | 15,493 | 376,914 | 85,865 |
| 平成27年度 | 6,266,000 | 74,083 | 14,478 | 464,204 | 90,719 |
| 平成33年度 | 7,000,000 | — | — | 518,581 ※1 | 101,346 ※1 |

※1 平成33年度の総消費単価及び国内観光客1人当たり土産・買物費が現時点では試算できないため、平成27年度の数値を用いて試算。

| | 関税免除額 (単位:円) | 沖縄型特定免税店訪問者 (D) (単位:人) | 沖縄型特定免税店での1人当たり土産・買物費 (E) (C)×0.85※2 (単位:円) | 沖縄型特定免税店の観光収入推計 (D)×(E) (単位:百万円) |
|--------|-----------------|------------------------------|--|--|
| 平成24年度 | 324,666,665 | 886,752 | 13,169 | 11,678 |
| 平成27年度 | 294,278,266 | 952,432 | 12,306 | 11,721 |
| 平成33年度 | — | 1,218,000 | 12,306 ※1 | 14,989 |

※2 平成27年度に特定免税店を利用した者の土産・買物費(26,828円)と同年度の国内観光客の土産・買物費の平均(14,478円)の差額(12,350円)が国内観光客の土産・買物費に占める割合。

特定免税店来訪者

| | 県外客消費単価(円) | | | | | | |
|--------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 総消費単価 | 宿泊費 | 交通費 | 土産・買物費 | 飲食費 | 娯楽・入場費 | その他 |
| 平成27年度 | 92,295 | 27,794 | 10,581 | 26,828 | 18,821 | 7,084 | 1,187 |
| 平成27 4-6月期 | 89,599 | 27,628 | 10,663 | 26,070 | 17,967 | 6,886 | 384 |
| 平成27 7-9月期 | 107,307 | 36,686 | 11,841 | 28,446 | 20,446 | 8,258 | 1,631 |
| 平成27 10-12月期 | 85,702 | 21,560 | 10,871 | 27,228 | 17,756 | 6,406 | 1,881 |
| 平成28 1-3月期 | 81,630 | 21,915 | 8,624 | 25,233 | 18,584 | 6,375 | 900 |

※那覇空港から出域する県外客の数値(石垣空港、宮古空港から出域する県外客は含んでいない)。

全体

| | 県外客消費単価(円) | | | | | | |
|--------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 総消費単価 | 宿泊費 | 交通費 | 土産・買物費 | 飲食費 | 娯楽・入場費 | その他 |
| 平成27年度 | 74,083 | 23,586 | 10,552 | 14,478 | 16,673 | 7,412 | 1,382 |
| 平成27 4-6月期 | 70,858 | 21,208 | 10,916 | 14,663 | 15,300 | 7,396 | 1,376 |
| 平成27 7-9月期 | 87,581 | 32,393 | 11,787 | 14,591 | 18,853 | 8,566 | 1,392 |
| 平成27 10-12月期 | 66,171 | 19,018 | 9,881 | 14,463 | 14,938 | 6,522 | 1,350 |
| 平成28 1-3月期 | 69,441 | 20,214 | 9,442 | 14,184 | 17,207 | 6,985 | 1,410 |